

下関市外国人観光客滞在促進事業補助金

下関市では、日本国外を発着地とし、下関市を訪れる団体旅行のうち、次の条件に該当する団体旅行を財政支援いたします。予算がなくなり次第、終了いたしますのでご了承ください。

補助金名称……………	下関市外国人観光客滞在促進事業補助金
補助対象事業者…	訪日団体旅行を企画、実施または手配する旅行事業者で、国内または国外の関係法令に定める旅行業登録を受けている事業者
補助対象事業……	<ul style="list-style-type: none">* 1回の送客人数が10人以上であること (添乗員、通訳ガイド、運転手等ツアー関係者を除く)* 観光を目的とし、下関市内の宿泊業を営む施設に宿泊すること* 会計年度の3月31日までに全行程が終了するもの* 下関市内に滞在する経費に対し、下関市、関門海峡観光推進協議会、しものせき観光キャンペーン実行委員会から他の補助金等の交付を受けていないこと
補助金額……………	<ul style="list-style-type: none">* ツアー送客人数1人につき、2,000円/1泊* 一事業者につき交付額の上限100,000円(一会計年度あたり)

補助金の申請方法

1. (申請者) ツアーの出発10日前までに、ツアー概要(ツアー名称、行程)を添付のうえ、下関市外国人観光客滞在促進事業補助金交付申請書(様式第1号)を下関市に提出する。(メール送信可)
2. (下関市) 内容を審査のうえ、下関市外国人観光客滞在促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)で申請者に通知する。
3. (申請者) ツアー完了後20日目までに、次の書類一式を添え、下関市外国人観光客滞在促進事業補助金実施報告書兼補助金請求書(様式第3号)を提出する。

<input type="checkbox"/> ツアー行程(実績)
<input type="checkbox"/> 送客名簿(実績)
<input type="checkbox"/> 宿泊証明書(宿泊施設が発行したもの)
<input type="checkbox"/> その他 ()

4. (下関市) 申請者が指定した口座に補助金を振り込む。
※海外口座への送金手数料は下関市の負担、受取手数料は申請者の負担となります。

申請及び問合せ先

下関市観光スポーツ文化政策課国際観光推進室

TEL+81-83-227-3477 FAX+81-83-231-1853

e-mail kkanko@city.shimonoseki.yamaguchi.jp